

経済外交

1 経済外交の概観

国際社会においては、政治・経済・軍事の各 分野における国家間の競争が顕在化する中、パ ワーバランスの変化がより加速化・複雑化する とともに、既存の国際秩序をめぐる不確実性は 高まっている。特に経済面では、国内経済・世 界経済の構造変化、保護主義の台頭、貿易上の 紛争など、日本は様々な課題に直面している。

こうした中、日本は、G20議長国として6 月に大阪サミットを開催し、粘り強く共通点や 一致点を見いだしていく「日本ならでは」のア プローチでリーダーシップを発揮した。その結 果、自由貿易の礎である自由、公正無差別及び 公平な競争条件といった原則を確認するなど、 主要国のリーダーが主要な世界経済の課題に団 結して取り組む姿を示した。11月のG20 愛 知・名古屋外務大臣会合では大阪サミットの成 果を確認し、同会合を今後の具体的な行動につ なげるための「跳躍台」とすることができた。

日本の繁栄の基礎は自由で開かれた国際経済 システムの維持・強化にあり、また、これは世 界経済の安定と成長にもつながる。多角的貿易 体制の礎である世界貿易機関(WTO<sup>1</sup>)の上級 委員会の機能停止を始め、様々な課題に直面し ている今こそ、WTO改革を推進する必要があ る。日米貿易協定が2020年1月1日に発効した が、これにより、環太平洋パートナーシップ協 定(TPP11協定)、日・EU経済連携協定(日 EU・EPA)と合わせて世界のGDPの6割をカ バーする自由な経済圏が形成された(220ペー ジ 特集参照)。また、東アジア地域包括的経済 連携(RCEP<sup>2</sup>)協定の早期署名に向けても、主導 的な役割を果たしていく。さらに、2020年1月 末にEUを離脱した英国とも、速やかに通商交 渉の開始を目指していく。

日本は、①上記のような種々の経済協定の推 進といった自由で開かれた国際経済システムを 強化するためのルール作り、②官民連携の推進 による日本企業の海外展開支援及び③資源外交 とインバウンドの促進の三つの側面を軸に、日 本外交の重点分野の一つである経済外交の推進 を更に加速すべく、取組を進めてきた。

# 2 自由で開かれた国際経済システムを 強化するためのルール作り

# (1) 経済連携の推進

経済連携協定(EPA<sup>3</sup>)や自由貿易協定(FTA<sup>4</sup>) には、物品の関税やサービス貿易の障壁などの

<sup>1</sup> WTO : World Trade Organization

<sup>2</sup> RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership

<sup>3</sup> EPA: Economic Partnership Agreement (貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素などを含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定)

<sup>4</sup> FTA: Free Trade Agreement (特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定)

# 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

2018年9月の日米共同声明を踏まえ、4月以降、5か月間で8回にわたり、茂木外務大臣(2019 年8月以前は内閣府特命担当大臣(経済再生担当))とライトハイザー米国通商代表による閣僚協議 が行われました。この結果、2019年9月の日米首脳会談で、日米貿易協定及び日米デジタル貿易 協定が最終合意に至り日米共同声明が発出され、両協定は2020年1月1日に発効しました。世界 で保護主義的な動きが広がる中、両協定の締結を通じて、日本は、自由貿易の推進において世界に 存在感を示すことになりました。本特集では、両協定の意義と概要を紹介します。

#### 日米貿易協定

日米貿易協定は、世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものです。本協定によって、既に発効しているTPP11協定、日EU・EPAを加えると、世界経済の6割をカバーする自由な経済圏が、日本を中心として誕生しました。

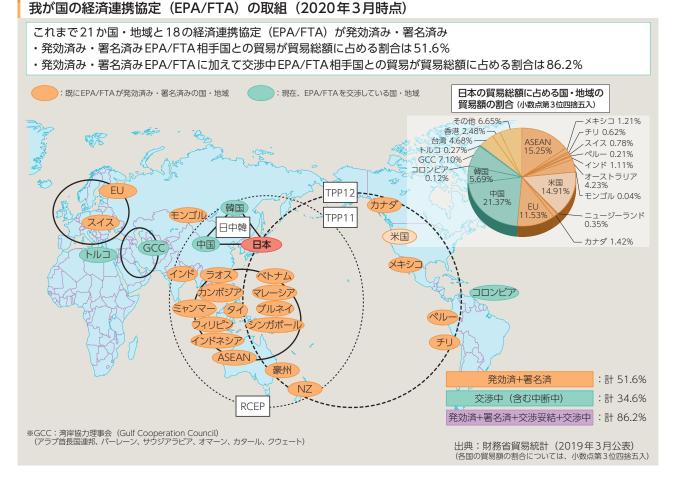
本協定は、日米双方にとってウィン・ウィンでバランスのとれた協定となっています。日本の農林 水産品については、全て過去の経済連携協定の範囲内に収まっており、また、米国にとっても、 TPP11協定などが既に発効している中で、他国に劣後しない状況を実現するものとなりました。米 国に輸出する自動車・自動車部品については「関税の撤廃に関して更に交渉」と協定の米国側附属書 に明記し、その他の工業品についても、日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に、早期 の関税撤廃・削減が実現します。同時に、自動車への数量制限、輸出自主規制等の措置や厳しい原産 地規則など、グローバル・サプライチェーンをゆがめるような措置を排除した点でも大きな意義があ り、日米の貿易を安定的に発展させるものになりました。本協定は、日本経済の更なる成長に寄与す るのみならず、自由で、公正なルールに基づく世界経済の発展にも大きく貢献するものです。

#### 日米デジタル貿易協定

日米デジタル貿易協定は、デジタル分野における高い水準のルールを確立し、日米両国がデジタ ル貿易に関する世界的なルール作りにおいて主導的な役割を果たしていく基盤となるものです。電 子的な送信に対して関税を賦課しないことやデジタル・プロダクトの無差別待遇などを定めた TPP 協定電子商取引章と同様の規定に加え、アルゴリズムの開示要求の禁止、暗号の開示要求の禁止、 SNSなどのサービス提供者に対する民事上の責任に関する規定などデジタル分野の最新の状況に対 応した規定を含んだものになっています。



(2019年9月25日、米国・ニューヨーク 写真提供:内閣広報室)



削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通 じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経 済の基盤を強化する効果がある。日本は、これ までに21か国・地域との間で18のEPA/FTA を署名・発効済みである。日本の貿易のEPA/ FTA比率(日本の貿易総額に占める発効済み・ 署名済みのFTA相手国との貿易額の割合)は 2019年12月末までに51.6%となり、交渉中の EPA/FTA 相手国の貿易額も含めると86.2%と なる。2018年12月30日にTPP11<sup>5</sup>協定が発 効したのに続いて、2019年2月1日に日 EU・EPAが発効に至り、さらに日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP<sup>6</sup>)協定第一改正議定 書については、同年2月27日に日本、3月2 日にASEAN9か国、4月24日にベトナムがそ れぞれ署名するなど、長年にわたる精力的な交 渉が実を結んだ。

日本は、自由貿易の旗手として、TPP11協

定の着実な実施及び拡大並びに日EU・EPAの 着実な実施に向けて取り組むとともに、今後も 他の経済連携交渉を通じて世界規模の貿易自由 化を推進していく考えである。

# ☑ TPP11協定、日EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA、FTAAP

# (ア) TPP11協定

TPP11協定は、成長著しいアジア太平洋地 域で、関税、サービス、投資、知的財産、国有 企業など、幅広い分野で21世紀型の新たな経 済統合ルールを構築する取組であり、日本企業 が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の 経済成長に向けて大きな推進力となるものであ る。さらに、TPP11協定を通じて、基本的価 値を共有する国々との間で経済的な相互依存関 係を深めるものである。これにより、日本の安 全保障やアジア太平洋地域の安定に大きく貢献

5 CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

6 AJCEP : ASEAN-JAPAN Comprehensive Economic Partnership



TPP11協定署名式(2018年3月8日、チリ・サンディアゴ 写真提供: 内閣官房TPP等政府対策本部)

し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものに するという大きな戦略的意義を有している。

日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、 チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、 ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12 か国は、2016年2月、TPP12協定に署名した が、2017年1月に米国がTPP12協定からの離 脱を表明した。このため、11か国でTPPを早期 に実現すべく、日本は精力的に議論を主導し、 2017年11月、ダナン(ベトナム)で開催され たTPP閣僚会合で、新たな協定であるTPP11協 定について、元々の12か国によるTPP12協定 の条文を組み込み、一部条文の適用を例外的に 停止(凍結)することで、11か国でTPP11協 定を前に進めることに閣僚間で合意した(大筋 合意)。その後、2018年3月にTPP11協定が サンティアゴ(チリ)で署名された。メキシコ、 日本、シンガポール、ニュージーランド、カナ ダ、オーストラリアは必要な国内手続を終え、 同協定は同年12月30日に発効した。2019年 1月、ベトナムが7番日の締結国となった。

これは、世界的に保護主義的な風潮が広まる 中で、日本から世界に向け自由貿易を推進すると の力強いメッセージを発信するものであり、アジ ア太平洋地域に自由で公正な21世紀型の貿易・ 投資ルールを広げていく上で大きな一歩である。

また1月には、日本が議長国となって、閣僚 級によるTPP第1回委員会を日本で開催した (茂木経済再生担当大臣(当時)が議長)。TPP 第1回委員会では、運営に関する事項、TPP11 協定の加入手続、国と国との間の紛争解決のパ ネルの手続規則、投資家と国との間の紛争解決 手続のための行動規範の四つの文書が決定され た。10月には、オークランド(ニュージーラ ンド)にてTPP第2回委員会が開催され、TPP 委員会の手続規則(会合の開催方法や議題の調 整など、委員会活動の実施に係る手続規則)及 び紛争処理のパネル(小委員会)議長の登録簿 の二つの文書が決定された。今後日本は、 TPP11協定の実施及び参加国の拡大において も、引き続き議論を主導していく。

## (イ) 日EU・EPA

2月1日、日・EU経済連携協定(EPA)が 発効した。本協定は、高いレベルの関税撤廃・ 削減を実現するのみならず、自由で公正なルー ルに基づく21世紀の経済秩序のモデルとなる ものである。2013年4月の交渉開始から足か け約6年、人口約6億人、世界GDPの約3割 を占める巨大な経済圏が誕生した。

日・EUは地理的には遠く離れているが、基本的価値を共有する重要なグローバル・パート ナーとして様々な分野で協力関係を構築してきた。本協定の発効により、日・EU関係は協力 深化のための法的基盤を得て、新たな段階に進むこととなる。また、日・EU間の貿易・投資 や人的な交流がこれまで以上に活発化し、日・ EU双方の国民・市民の間の距離が縮まること も期待される。例えば、本協定の発効後、多く の小売店や飲食店で「日EU・EPA関連フェア」 が開催されるなど、本協定は中小企業や消費者 にも目に見えるメリットをもたらしている (223ページ コラム参照)。

4月、本協定の下で第1回合同委員会が開催 され、本協定の実施状況を確認するとともに、



日・EU経済連携協定第1回合同委員会(4月10日、東京)



日本産牛肉の輸出目標達成と輸出プロモーション活動 ~TPP11協定、日EU・EPAの発効~

# 日本畜産物輸出促進協議会事務局長 強谷雅彦

日本の農林水産物・食品の輸出額を2019年に1兆円まで拡大するとの政府目標の下、日本畜産物輸出促進協議会(以下「協議会」という。)では、 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳・乳製品の5つの輸出部会が活動していま す。このうち牛乳・乳製品は目標とする輸出額140億円を2018年に達成 し、牛肉は250億円の目標を2019年11月に達成しました。今や高品質牛 肉の代名詞とも言える品種である日本産の「和牛」は、世界各地で高級食材 との評価が高まりつつあります。

100年以上の歴史を誇る和牛の血統登録、法律に基づくトレーサビリティ 制度、独自の食肉格付制度といった日本産和牛の信頼を支える仕組みが、外 国産WAGYUと差別化する上での決定打です。

協議会は日本産和牛を示す和牛統一マークを掲げ、各国で和牛セミナーを 実施してきましたが、試食を開始するや人だかりとなります。霜降りの芸術

実施してきよしたが、武良を開始するや人たかりとなります。相降りの云帆 的美しさ、和牛独特の香り、柔らかい食感などの日本産和牛独特の魅力を引き出すカッティング技術や日本食文化を映すメニューも欠かせません。カッティング技術の国内研修や現地視察、関係者 との意見交換などのための海外業界関係者招へい・専門家派遣へも支援しています。

牛肉輸出部会会員を始め、我が国業界の精力的なビジネス展開と協議会の取組の成果として、日本 産牛肉の輸出実績は順調に拡大しました。国・地域別輸出量をみると、アジア向けが大半ですが、 2018年にはTPP11協定、2019年には日EU・EPA、2020年には日米貿易協定が発効しました。日 EU・EPA発効後10か月間(2019年2-11月)の対EU輸出額は前年同期比28%の伸びを示していま す。また、発効済みのTPP11協定参加国向けについても、カナダ向けが対前年比8%増加するなど、 各国とも増加傾向で推移しています。日EU・EPAによる対牛肉関税の即時撤廃、TPP11協定や日米 貿易協定による関税削減などを通じて、アジアだけでなく欧米向けの更なる輸出拡大を期待します。

アジア市場では、日本産和牛の人気に乗じて和牛統一マークに類似したマークが見られます。また、 欧米、中東などの高級牛肉市場では、外国産WAGYUに比べ後発組の日本産和牛の認知度はまだ低い です。さらに、欧州ではテロワールの意識が高く、正確かつ詳細な情報を求める声が多く聞かれます。

これらを受け、2019年6月から牛の個体識別番号を利用したQRコードと和牛統一マークを一体化し、その場で個体識別、登録、格付などの品質情報や供給業者の独自情報を提供するシステムの運用をモデル事業として開始し、2020年度からの本格運用を予定しています。

さらに、日EU・EPAにおいては、各生産地に特有の産品を、その名称を知的財産として登録することで保護する地理的表示(GI)について、双方で相互保護を行う規定が含まれています。同規定により、 今後、日本産牛肉のEUでのブランドの保護が強化され、他産品との差別化が進むことを期待します。

国別輸出戦略で今最も注目されているのは中国への牛肉輸出再開の動きです。日本側のみならず 中国側でも市場ポテンシャルへの期待が高まっており、2018年11月の日中動物衛生検疫協定署名 などを踏まえ、和牛を含む日本産牛肉の輸出再開に向けた協議の加速化が待たれます。

日本産和牛のより一層のブランド保護と市場拡大のためには、これまで実施してきた取組のほか、 飼養衛生管理基準の遵守や農場HACCP\*の認証推進、並びに、和牛の増頭やHACCPに対応した輸 出向け食肉処理施設の拡大による世界の需要に応えられる供給体制の確立が急務です。また、日本 産和牛の安定的な生産と輸出には、万全の動物検疫体制による口蹄疫などの海外悪性伝染病の侵入 阻止も重要です。協議会としても、政府の展開する積極的な経済外交とも緊密に連携しつつ、一つ ひとつ考え得る策に取り組んでまいります。

※ 食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入などの危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程 の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法



一体化したQRコード

日・EUの今後の連携の在り方(いわば"beyond EPA")についても議論した。また、12の専門 委員会・作業部会だけでなく、従来の当局間の 政策対話、官民合同の取組などの枠組みも重層 的に活用し、日・EU間の連携を強化し、様々 な課題に共に取り組んでいる。

#### (ウ)東アジア地域包括的経済連携(RCEP)

RCEPは、世界人口の約半分、世界の国内総 生産(GDP)及び貿易総額の約3割を占める 経済圏の実現を目標とした東アジア経済統合の 柱である。東南アジア諸国連合(ASEAN)諸 国とFTAパートナー諸国(日本、中国、韓国、 オーストラリア、ニュージーランド及びインド の6か国)は、2013年5月の交渉開始以来、 物品貿易、サービス貿易、投資、競争、原産地 規則、知的財産、電子商取引、税関手続・貿易 円滑化などを含む分野で包括的かつ高いレベル の協定を目指して交渉を進めている。2019年 12月までに、閣僚会合を19回、交渉会合を 28回開催した。また、11月のASEAN関連首 脳会議の機会に開催された第3回RCEP首脳会 議では、RCEP交渉参加16か国の首脳による 「RCEP交渉に係る共同首脳声明」が発出され た。同首脳声明では、15か国が、全20章<sup>7</sup>に 関する条文ベースの交渉と、基本的に全ての市 場アクセス上の課題への取組を終了したことに 留意し、2020年におけるRCEP協定の署名の ために15か国による法的精査を開始すること となった。また、インドの未解決の課題の解決 に向けて全ての交渉参加国が共に作業していく ことに合意した。日本は、同首脳声明に従っ て、引き続き主導的な役割を果たしていく。

#### (エ) 日中韓FTA

日中韓FTAは、日本にとって主要な貿易相 手国である中国及び韓国を相手とするFTAで ある。2013年3月に交渉を開始し、2019年 12月までに16回の交渉会合を行った。独自の 価値を有する、包括的な、質の高い、互恵的な FTAを目指すとの3か国共通の目標の下、物 品貿易を始め、投資、サービス貿易、競争、知 的財産、電子商取引といった広範な分野につい て協議を行っている。

## (オ)アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP<sup>8</sup>)構想

アジア太平洋経済協力(APEC)で、その将 来的な実現に向けて盛り込まれるべき次世代型 の貿易投資課題の議論や、主に開発途上国・地 域向けの能力構築などに取り組んでいる。 2016年APEC首脳会議で採択した「FTAAP に関するリマ宣言」において、①FTAAPは質 が高く包括的で次世代貿易・投資課題を組み込 み、また、TPP11協定やRCEPなどを道筋と して構築されるべきこと、②FTAAPの実現を 促進するために、能力構築を支援する作業計画 に着手すること、③2018年及び2020年に、 FTAAPの実現に向けた進捗を首脳に報告する ことなどが確認された。

日本は、APECにおける開発途上国・地域向 けの能力構築のため、2017年及び2018年に 続き、2019年もFTAやEPAにおける「競争 章」に関するワークショップを開催し、競争章 における「望ましい要素」及び「選択的な要素」 について、特に規制の側面からの好事例の紹介 などを通じて、FTAやEPAの政策決定者及び 交渉担当者の能力構築支援を図ってきている。

また、TPP11協定が2018年12月末に発効したこと、RCEP協定の早期署名に向けて交渉が進められていることは、質が高く包括的なFTAAPを実現する観点からも重要な意義がある。

8 FTAAP : Free Trade Area of the Asia-Pacific

 <sup>7 (1)</sup>冒頭の規定及び一般的定義、(2)物品の貿易、(3)原産地規則(品目別規則に関する附属書を含む。)、(4)税関手続及び貿易円滑化、(5) 衛生植物検疫措置、(6)任意規格、強制規格及び適合性評価手続、(7)貿易上の救済、(8)サービスの貿易(金融サービス、電気通信サービス、 自由職業サービスに関する附属書を含む。)、(9)自然人の移動、(10)投資、(11)知的財産、(12)電子商取引、(13)競争、(14)中小企業、 (15)経済及び技術協力、(16)政府調査(17)一般規定及び例外、(18)制度に関する規定、(19)紛争解決、(20)最終規定

# 📶 その他二国間協定など

(ア) 交渉中の EPA

## a トルコ

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカ サス地域、アフリカの結節点に位置する重要な 国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域 への輸出のための生産拠点としても注目されて いる。トルコは、これまでに20以上の国・地 域とFTAを締結しており、本件EPA締結を通 じて日本企業の競争条件を整備する必要性があ ると共に、両国の経済界からもEPAの早期締 結に高い期待感が示されている。2014年1月 の日・トルコ首脳会談において交渉を開始する ことで一致し、これを踏まえて、2019年12 月末までに17回の交渉会合が開催された。

# b コロンビア

豊富な資源を有し、高い経済成長を遂げているコロンビアとは、2012年12月からEPA交渉を開始した。コロンビアは各国(米国、カナダ、EU、韓国など)とFTAを締結しており、日本も競争環境を整える必要性が高まっている。さらに、EPA締結による二国間関係の強化は、国際場裡における協力強化や太平洋同盟(メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ)との協力促進にもつながることが期待され、これまでに13回の交渉会合を行った。

# (イ)交渉中断中のEPA/FTA

# a 韓国

日本と韓国は、それぞれが互いに第3位の貿 易相手国である。同国とのEPA交渉は、安定 的な経済枠組みを提供し、将来にわたり両国に 利益をもたらし得るとの考えに基づき、2003 年に交渉を開始したものの2004年以降中断さ れている。

# b 湾岸協力理事会(GCC)

日本にとってGCC<sup>9</sup>諸国(バーレーン、ク ウェート、オマーン、カタール、サウジアラビ ア、アラブ首長国連邦の6か国)は、石油・天 然ガスの資源供給国として、また、インフラな どの輸出を展開する市場として重要な地域の一 つである。GCC諸国との経済関係の強化に向け、 FTA交渉を2006年に開始したが、2009年以 降、交渉はGCC側の都合で中断されている。

# c カナダ

基本的価値を共有し、相互補完的な経済関係 にあるカナダとは、2012年にEPA交渉を開始 した。日本へのエネルギー、鉱物や食料の安定 供給に資するEPAとすべく、2014年11月ま でに7回交渉会合を行ってきたが、2018年 12月30日、日本とカナダを含む6か国の間で TPP11協定が発効したため、現在、二国間の EPA交渉は行っていない。

# (ウ)発効済みのEPA

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方 について協議する合同委員会に関する規定や、 発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行 う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑 な実施のために様々な協議が続けられている。

# 🔁 人の移動

EPAに基づき、これまでインドネシア、フィ リピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候 補者の受入れを実施している。2019年度は、 インドネシアから335人(看護:38人、介 護:297人)、フィリピンから330人(看護: 42人、介護:288人)及びベトナムから217 人(看護:41人、介護:176人)を新たに受 け入れた。また、2018年度の国家試験におい ては、看護69人(インドネシア:15人、フィ リピン:31人、ベトナム:23人)及び介護 266人(インドネシア:78人、フィリピン: 95人、ベトナム:93人)が合格し、2018年 度までの累計合格者数は、看護師は400人、 介護福祉士は950人を超えた。

<sup>9</sup> GCC : Gulf Cooperation Council

#### 🖪 投資協定/租税条約/社会保障協定

# (ア) 投資協定

投資協定は、投資家やその投資財産の保護、 規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争 解決手続などについて規定しており、投資を促 進するための重要な法的基盤である。海外での 投資環境の整備を促進し、日本市場に海外投資 を呼び込むため、日本は投資協定の締結に積極 的に取り組んできている。

2019年には、5月に日・アルメニア投資協 定が発効した。2019年12月末現在、発効済 みの投資関連協定が44本(投資協定30本、 EPA14本)、署名済み・未発効となっている投 資関連協定が5本(投資協定3本、EPA2本) あり、これらを合わせると49本となり、76の 国・地域をカバーすることとなる。現在交渉中 の投資関連協定を含めると94の国・地域、日 本の対外直接投資額の約93%をカバーするこ ととなる(2019年12月末現在)<sup>10</sup>。

## (イ) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する 国際的な二重課税の除去(例:配当などの投資 所得に対する源泉地国課税の減免)や脱税・租 税回避の防止を図ることを目的としており、二 国間の健全な投資・経済交流を促進するための 重要な法的基盤である。日本は、「我が国との 投資関係の発展が見込まれる国・地域との間で の新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企 業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税 条約ネットワークの質的・量的拡充を進める」 との政府の方針(「成長戦略2019」(2019年 6月21日 閣議決定))に沿って積極的に取り 組んでいる。

2019年には、ベルギーとの新租税条約(全面 改正)(1月)、米国との租税条約の改正議定書(8 月)、クロアチアとの租税協定(9月)及びエク アドルとの租税条約(12月)が発効したほか、 「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」 (BEPS防止措置実施条約)が日本について発効した。また、アルゼンチンとの租税条約(6月)、 ウルグアイとの租税条約(9月)、ペルーとの租税条約(11月)、ジャマイカとの租税条約(12月) 及びウズベキスタンとの新租税条約(全面改正) (12月)が署名された。さらに、9月にはモロッ コとの租税条約、11月にはセルビアとの租税条約の締結交渉が実質合意に至っている。2019年 末時点で、日本は76条約などを締結しており、 135か国・地域との間で適用されている。

#### (ウ) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年 金保険料の掛け捨ての問題を解消することを目 的としている。海外に進出する日本企業や国民 の負担が軽減されることを通じて、相手国との 人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係 の更なる緊密化に資することが期待される。 2019年末時点で日本と社会保障協定を締結又 は署名している国は23か国である。2019年 には、スウェーデン及びフィンランドとの間で 協定に署名し、スロバキア及び中国との間で協 定が発効した。

# (2) 国際機関における取組 (WTO、OECD など)

### 🗾 世界貿易機関(WTO)

# (ア) WTO が直面する課題

天然資源に乏しい日本が、戦後、目覚ましい 経済成長を遂げることができたのは、自由貿易 体制のおかげである。WTOは貿易の自由化の ルール作り、WTO加盟国間の紛争解決、 WTO協定が履行されているかについての監視 などを通じて自由貿易の推進を後押ししてき た。しかしながら、WTOは現在大きな課題に 直面している。

ドーハ・ラウンド<sup>11</sup>の停滞に伴うルール形成

<sup>10</sup> 財務省「直接投資残高地域別統計(資産)(全地域ベース)」(2018年末現在)

<sup>11「</sup>ラウンド」とは、全ての加盟国が参加して行われる貿易自由化交渉を意味する。GATT(関税及び貿易に関する一般協定)の時代には、1947年 にジュネーブにおいて第一回目の交渉が行われたのを皮切りに、その時々の世界経済の要請に応える形で、1994年に終了したウルグアイ・ラウンドに 至るまで、合計8回のラウンド交渉が行われた。ウルグアイ・ラウンドでは、サービス貿易や知的財産権など、いわゆる新分野へのルールの適用や、 WTOという国際機関の設立を始めとする機構面の強化などが決定され、その後、WTO体制の下で初めて開始されたのがドーハ・ラウンドである。

# 投資関連協定の現状(2020年3月時点)

| 投貨関連協定の現状(2020年3月時点)   |   |
|--|---|
| <ul> <li>投資関連協定<sup>(注)</sup>の交渉状況</li> <li>(注)投資協定及び投資章を含むEPA/FTA</li> <li>・発効済み:44本(投資協定30本、EPA14本)</li> <li>・署名済み・未発効:5本(投資協定3本、EPA2本)</li> <li>・交渉中:23本(投資協定19本、EPA4本)</li> <li>         - 交渉中のものも発効すると94の国・地域をカバー     </li> </ul>   |   |
| <ul> <li>Parte</li> <li></li></ul> |   |
| 第次効済(終了したものを除く。) ():発効年 *:「自由化型」協定 投資協定 1 エジプト (1978)2 スリランカ (1982)3 中国 (1989)4 トルコ (1993)9 年国 (1989)4 トルコ (1993)9 年ザンビーク (2014) **5 香港 (1997)20 モザンビーク (2014) **6 パキスタン (2002)21 コロンビア (2015) **7 バングラデシュ (1999)22 カザフスタン (2015)8 ロシア (2000)23 ウクライナ (2015)9 韓国 (2003) **24 サウジアラビア (2017)10 ベトナム (2004) **25 ウルグアイ (2017)11 カンボジア (2008) **26 イラン (2017)12 ラオス (2008) **27 オマーン (2017)13 ウズベキスタン (2009) **29 イスラエル (2017) **15 パプアニューギニア (2014)30 アルメニア (2019) **15 白湾との間では2011年に日台民間投資取決め (自由化型) を作成  | ●交渉中         投資協定         1 アンゴラ       11 セネガル         2 アルジェリア       12 キルギス         3 カタール       13 ナイジェリア         4 ガーナ       14 ザンビア         5 モロッコ       15 エチオピア         6 タンザニア       16 タジキスタン         7 コートジボワール       17 EU*         8 パーレーン       18 パラグアイ         9 トルクメニスタン       19 アゼルバイジャン         10 ジョージア       *投資電を含むEPA / FTA         1 カナダ       2 日中韓         3 RCEP**       4 トルコ         * 投資保護規律・投資紛争解決について交渉 |
| 投資章を含むEPA1 シンガポール (2002) ※8 フィリピン (2008) ※2 メキシコ (2005) ※9 スイス (2009) ※3 マレーシア (2006) ※10 インド (2011) ※4 チリ (2007) ※11 オーストラリア (2015) ※5 タイ (2007) ※12 モンゴル (2016) ※6 ブルネイ (2008) ※13 包括的・先進的 TPP 協定 (2018) ※7 インドネシア (2008) ※14 EU (2019) ※*投資自由化規律のみ  | <ul> <li>■署名済・未発効</li> <li>・TPP*協定(2016年2月署名、承認済み)(EPA)※</li> <li>・アルゼンチン(2018年12月署名、承認済み)※</li> <li>・アラブ首長国連邦(2018年4月署名、未承認)</li> <li>・ヨルダン(2018年11月署名、未承認)</li> <li>・日ASEAN包括的経済連携(2019年2月署名、未承認)※</li> </ul>   |

機能の不全を背景に、新興国の台頭や経済のデ ジタル化といった国際経済の構造的変化に十分 に対応できていない状態が続いている。

また、WTOの紛争解決で上訴審を担ってき た上級委員会に対しては、後述のとおり、本来 の権限を越えた判断を行っているとの批判が高 まるなどし、2019年12月には、任期が切れ る委員の後任選出について加盟国の合意が得ら れなかった結果、同委員会は機能停止に陥った。

さらに、WTOシステムはWTO協定が順守 されているか監視するため、各国に対し、自国 の貿易関連措置を通報することを義務付けてい る。しかし、実態として補助金など国内産業を 保護する政策を中心に通報がなされていない ケースが多く見られ、義務の履行状況は必ずし も芳しくない。

#### (イ)高まる機運とWTO改革の動き

上記のような状況を受け、WTO改革の必要 性が様々な多数国間のフォーラムで広く認識さ れ、WTO改革の機運が高まっている。

その中でも、日本の議長下で行われた一連の G20関連会合はWTO改革の議論が大きく前 進する場となった(233ページ 特集参照)。 6月のG20つくば貿易・デジタル経済大臣会 合では、見解の相違もあったが、必要なWTO 改革に向けG20としてサミットにつながる一 致したメッセージを閣僚声明として発出し、こ れに続くG20大阪サミットでは、貿易をめぐ る緊張が増大する中、白中、公正、無差別、開 かれた市場、公平な競争条件といった自由貿易 の基本的原則を首脳レベルで明確に確認した。 紛争解決制度や電子商取引を含むルール作りと いったWTO改革の推進に一致した上で、G20 首脳として「必要なWTO改革への支持を再確 認」したことで、WTO改革に政治的な後押し が与えられた。G20大阪サミット後に行われ たG7ビアリッツ・サミットでも、「WTOを徹 底的に改めること」への期待がG7首脳から表 明された。このような国際的な機運の高まりを

受け、現在、①紛争解決制度の改革、②現在の 世界経済に即したルール作り、③協定履行を監 視する機能の強化の各分野において、改革に向 けた動きが加速している。

#### (ウ) 紛争解決制度の改革

2011年3月の東京電力福島第一原子力発電 所における事故後、韓国は日本からの食品など の輸入に係る規制を順次導入した。日本産の食 品の安全性に対する科学的根拠に基づく説明に もかかわらず、韓国は措置の緩和・撤廃の方針 を何ら示さなかったことから、日本は、韓国の 措置は衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定<sup>12</sup>)に反する貿易制限的な措置である として、WTO紛争解決手続に訴えた。

日本は、同手続に従い韓国との間で協議を実施したが、解決に向けた合意に至らず、2015年9月、第一審に当たるパネル(小委員会)での審理を求めた。パネルは、国際機関の委員を含む5人の専門家の意見も検討し、2018年2月、韓国による措置は、必要以上に貿易制限的であり、恣意的又は不当な差別に当たり、WTO協定違反であると判断し、措置の是正を勧告する内容の報告書を公表した。韓国側は、パネル判断を不服として、2018年4月にWTOの第二審に当たる上級委員会に上訴した。

上級委員会は、2019年4月、パネルの法的 分析は不十分であるとの理由でパネルの判断を 取り消す一方で、韓国の措置については合法と も違法とも判断しなかった。

上級委員会の報告書は、被災地復興の努力に 大きく水を差す極めて残念なものであったのみ ならず、争った措置の協定整合性に係る判断を 行わず、紛争の解決という目的に資さないもの であったことから、その内容はWTO紛争解決 制度自体への信頼を大きく揺るがすものとなっ た。日本はこうした問題意識に基づき、紛争解 決制度改革の議論に積極的に参加している。

日本産食品中のセシウム濃度が国際的な基準を踏まえて韓国自身により設定された数値基準

12 SPS協定: Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures

値を下回るとの上記事案におけるパネルの事実 認定については、争いなく確定している。日本は、 輸入規制を継続している国・地域に対し、パネ ルの事実認定についての説明を行いつつ、措置 の緩和・撤廃についてあらゆる機会を捉えて働 きかけを行っている(238ページ コラム参照)。

# (エ) 現在の世界経済に即したルール作り

先述のように、国際経済の構造変化やデジタ ル化に対応するには、従来のWTO協定のルー ルだけでは不十分であることが明らかになって いる。2017年12月の第11回閣僚会議(MC11) では、日本は、米国、EUや途上国を含む71の 加盟国と電子商取引に関する共同声明を発出し、 2019年1月には交渉開始の意思を確認する共 同声明を76の加盟国と発出した。

また、全加盟国が参加する交渉としては、持 続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、漁 業資源に悪影響を与える補助金の規制を目指し た漁業補助金交渉が進んでおり、日本も積極的 に交渉に参加している。

WTOにおいては、加盟国が途上国か否かを 自己宣言できる仕組みになっており、経済的に 発展した国も宣言さえすれば「途上国」として WTO協定上の義務を免除されている状況にあ る(「特別かつ異なる待遇(S&DT<sup>13</sup>)」)。加盟 国の3分の2を占める「途上国」に一律に免除 が与えられていることを日本を含む先進国は問 題視しているが、2019年には、ブラジル、シ ンガポール及び韓国が現在及び将来の交渉にお けるS&DTを放棄するなど、状況に変化は生 まれつつある。

## (オ)協定履行監視機能の強化

WTOシステムは各国の貿易政策についての 透明性と予見可能性を前提としており、各国に 対し自国の貿易関連措置を通報することを義務 付けているが、実態として、補助金など国内産 業を保護する政策を中心に通報がなされていな いケースが多く見られ、義務の履行状況は必ず しも芳しくない。

日本は、協定の履行監視機能強化に向けた通 報制度の改革案を米国、EUなどと共に提出す るなど、積極的に議論を主導している。日本と しては、米国及びEUと共に提案の趣旨・目的 を丁寧に説明することで、加盟国の支持を集め、 早期に改革を実現することを目指している。

#### (カ) 個別の国際経済紛争事案への対応

WTO紛争解決制度は、加盟国間のWTO協 定上の紛争を紛争解決手続に従い解決するため の制度である。同制度は、WTO体制に安定性 と予見可能性を与える柱として位置付けられ る。日本が当事国である最近の主な案件には、 上記(ウ)で述べた「韓国による日本産水産物 などの輸入規制措置(DS495<sup>14</sup>)」のほか、以 下のものがある(2019年12月現在)。

- ・韓国による日本産空気圧伝送用バルブに対す るダンピング防止措置(DS504):2016年 6月、パネル設置。2018年4月、パネルは、 韓国の措置がWTO協定違反と認定。2019 年9月、上級委員会も結論においてパネルと 同様の判断を行い、韓国に対する措置の是正 勧告が確定。
- ・インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード 措置(DS518):2017年4月パネル設置。
   2018年12月から上級委員会手続が継続中。
   (2019年12月の上級委員会の機能停止を受 け、手続停止中。)
- ・韓国による日本産ステンレス棒鋼に対するダ ンピング防止措置(DS553):2018年10 月パネル設置。現在パネル手続進行中。
- ・韓国による自国造船業に対する支援措置 (DS571):2018年11月、日本は韓国に対し 二国間協議を要請し、同年12月、協議を実施。
- ・インドによるICT製品の関税上の取扱い
   (DS584):2019年5月、日本はインドによる情報通信技術(ICT)製品を対象とした

<sup>13</sup> S&DT : Special and Differential treatment

<sup>14「</sup>DS○○○」の番号は、協議要請がなされた時点でWTO事務局により紛争案件に付される整理番号で、1995年のWTO紛争解決(Dispute Settlement) 制度開始以来の通し番号。

関税引上げ措置のWTO協定整合性につき、 二国間協議を要請。

・日本による対韓国輸出管理運用の見直し (DS590):2019年7月、日本は、韓国へ の半導体材料3品目(フッ化ポリイミド、レ ジスト、フッ化水素)の輸出に係る措置の運 用を見直し、個別に輸出許可を求める制度と した。9月、韓国は、日本の措置がWTO協 定に違反するとして二国間協議を要請、二度 の協議を実施。11月、韓国側は日韓当局間 の輸出管理政策対話が正常に行われる間、本 件WTO紛争解決手続を中断すると発表。 12月、3年半ぶりに輸出管理政策対話(第7 回)が行われた。

## ✓ 経済協力開発機構(OECD)

(ア) 特徴

OECD<sup>15</sup>は、政治・軍事を除く経済・社会の 極めて広範な分野(マクロ経済、貿易・投資、 農業、産業、環境、科学技術など)を扱う「世 界最大のシンクタンク」として政策提言を行っ ているほか、各種委員会などで行われる議論を 通じて、国際的な規範を形成している。日本 は、1964年に非欧米諸国として初めてOECD に加盟して以降、各種委員会などでの議論や、 財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に 積極的に関わってきている。

## (イ)グリアOECD事務総長訪日

2019年4月のグリア事務総長の訪日では、 安倍総理大臣や河野外務大臣などとの会談など を通じて、多角的貿易体制の維持・強化、公平 な競争条件の確保の重要性や、東南アジアの将 来的なOECD加盟を見据えたアウトリーチ強 化の必要性を再確認したほか、日本が議長国を 務めるG20大阪サミットに向けて協力するこ とで一致した。また、「対日経済審査報告書」 が公表され、アベノミクスに対する評価がなさ れるとともに、生産性向上などに関する政策提 言が示された。

## (ウ) 2019年閣僚理事会

5月、「持続可能な開発のためのデジタル化 の活用」をテーマとし、議長国スロバキア、副 議長国カナダ及び韓国の下、閣僚理事会が開催 された。日本から、データ流通を含むデジタル 経済、質の高いインフラ投資、イノベーション を活用したSDGsの達成に向けた取組、自由で 開かれた貿易、公平な競争条件の確保、WTO 改革の重要性などについて、日本の考えや問題 意識を発信したほか、東南アジアの将来的な OECD加盟の重要性を強調した。これらの日 本の主張の多くが、閣僚理事会の成果文書に反 映されるなど、OECDにおける議論に貢献す るとともに、その後に続いたG20関連閣僚会 合、G20大阪サミットに向けて弾みをつける ことができた。

## (エ) 各分野での取組

鉄鋼の過剰生産能力問題について、2016年 のG20杭州サミット(中国)を受けて、世界 の粗鋼生産量の約半分を占める中国も参加する 形で、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバ ル・フォーラム(GFSEC)が設立された。 2018年12月から、日本はG20議長国として 同フォーラムの議長に就任し、2019年10月、 第3回閣僚会合(東京)を開催するなど、この 課題の解決に向け強いリーダーシップを発揮 し、積極的な役割を果たしてきた。

また、OECDはG20との連携を強化しており、経済の電子化に伴う国際課税原則の見直し、質の高いインフラ投資やコーポレート・ガバナンスに関する原則策定などの分野で協力している。

### (オ)アジアとの関係強化

OECDは、世界経済の成長センターとして の東南アジアの重要性の高まりを受け、同地域 との関係強化を重視している。3月に「OECD 東南アジア地域プログラム地域フォーラム」が パリで開催され、日本からは山田賢司外務大臣

15 OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development

政務官が出席し、2014年に日本が主導する形 で設立されたOECD東南アジア地域プログラ ムに対する日本の継続的なコミットメントや東 南アジアの連結性とOECDの役割などについ て発信を行った。今後も、東南アジア地域プロ グラムを効果的に活用しながら、同地域からの 将来的な加盟も見据えつつ、引き続き、同地域 の経済統合や国内改革を後押ししていくことが 重要である。

# (カ) 財政的・人的貢献

日本は、OECDの I 部予算(義務的拠出金) の9.4%(2019年、米国に次ぎ全加盟国中第 2位)を負担しており、OECD事務局のナン バー2のポストである事務次長(現在は河野正 道次長)も歴代輩出している。また、日本は OECD開発センターへの分担金最大負担国 (2019年)であるほか、開発センター次長(上 田奈生子次長(2019年7月まで))を輩出す るなど、財政的・人的貢献を通じてOECDを 支えている。

# (3) 国際会議における取組(G20・G7サミット、 APECなど)

### 🗾 G20 • G7

日本は、世界の主要国が集まるG20・G7に おける積極的な取組を通じ、国際秩序の維持・ 強化に取り組んでいる。

#### (ア) G20大阪サミット

6月に開催されたG20大阪サミットでは、 自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界 の経済成長の牽引と格差への対処、環境・地球 規模課題への貢献などについて議論が行われ た。日本は議長国として安倍総理大臣が議論を 積極的に主導し、多岐にわたるイニシアティブ を含む「大阪首脳宣言」を発出し、G20の力 強い意思を世界へ発信した。

①貿易をめぐる緊張が増大する中、自由、公正、無差別、開かれた市場、公平な競争条件といった国際的な自由貿易体制を支える諸原則に一致した。また、紛争解決制度や時代に



G20大阪サミット(6月29日、大阪市 写真提供:内閣広報室)

応じたルールの整備を始めとするWTO改革 への支持を再確認した。

- ②経済のデジタル化を踏まえ、「信頼性のある 自由なデータ流通」(DFFT: Data Free Flow with Trust)の考え方を共有し、サミッ トの機会に、「大阪トラック」を立ち上げたこ とで、デジタル経済、特にデータ流通や電子 商取引に関する国際的ルール作りに政治的な 弾みを与えた(233ページ 特集参照)。ま た、人間中心のアプローチに基づくG20・AI 原則を策定した。同時に、テロリストによる インターネットやソーシャル・メディアの悪 用について、個別の声明を発出し、デジタル 産業と協調した取組の重要性を強調した。
- ③女性の労働参画、女児・女性教育、起業家や 管理職へのアクセス向上を通じた女性のエン パワーメントの促進で一致し、ジェンダー不 平等がもたらす格差への対処を打ち出した。
- ④包摂的かつ持続可能な世界の実現のため、開放性、透明性、経済性、債務持続可能性といった国際スタンダードの要素を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を承認した。また、国際保健については、①ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成、②高齢化、③健康危機に焦点を当てた。さらに、開発途上国の債務問題、防災・教育、科学技術イノベーション(STI)などの活用によるSDGsの達成に向けた取組強化で一致した。
- ⑤喫緊の地球環境課題については、イノベー ションを通じた「環境と成長の好循環」の実 現の重要性で一致した。また、近年深刻化す

る海洋プラスチックごみ問題に関し、海洋プ ラスチックごみによる追加的な汚染を2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブ ルー・オーシャン・ビジョン」を共有した。

# (イ) G20 愛知・名古屋外務大臣会合

日本が議長を務めたG20の1年間の締めく くりとして11月に開催されたG20愛知・名古 屋外務大臣会合では、(1)自由貿易の推進と グローバル・ガバナンス、(2)SDGs、(3) アフリカの開発をテーマとした議論が行われ た。また、会合の中では、地元高校生による 「教育格差」をテーマとした提言がなされた。

同外務大臣会合は、茂木外務大臣の議長の 下、G20大阪サミットや、TICAD7の成果を 確認し、今後の実施に向けた具体策を議論する ための「跳躍台」となった。閉会セッションで は、G20議長国のシンボルである木槌が次期 議長国であるサウジアラビアに引き継がれた。



G20愛知・名古屋外務大臣会合(11月23日、名古屋)

(ウ) G7ビアリッツ・サミット (フランス)

8月に開催されたG7ビアリッツ・サミット では、「不平等との闘い」とのテーマの下、G7 の主要議題である、世界経済・貿易や外交・安 全保障に関し、G7首脳間で率直な議論を行っ た。アフリカ、環境、デジタル化などの議題で は、アウトリーチ招待国や国際機関、市民社会 の参加も得て、多角的な視点から意見交換を 行った。安倍総理大臣は、国際社会の牽引役と して、基本的価値を共有するG7が結束すべき として、G20大阪サミットの成果の上にG7首



G7ビアリッツ・サミット (8月25日、フランス・ビアリッツ 写真提供:内閣広報室)

脳間の率直な議論をリードした。

- ①外交・安全保障の議論については、北朝鮮に 関し、安倍総理大臣が議論をリードし、G7 の優先課題の一つとして議論が行われた。 G7として、全ての大量破壊兵器及びあらゆ る射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能 な、かつ、不可逆的な廃棄(CVID)の実現 を追求していくことの重要性について一致 し、そのために国際社会として関連国連安保 理決議の完全な履行を徹底し、引き続き米朝 プロセスを後押ししていくことを確認した。 拉致問題についても、安倍総理大臣から、早 期解決に向けた理解と協力を呼びかけ、賛同 を得た。イランやシリアを始めとする中東情 勢や、香港の状況を含む中国の最近の情勢に ついても議論が行われた。
- ②世界経済・貿易に関しては安倍総理大臣から、G20大阪サミットの際に立ち上げた「大阪トラック」の下、WTOでのルール作りを後押しし、第12回WTO閣僚会議までに実質的な進捗を達成できるよう、閣僚に指示することを呼びかけた。
- ③アフリカについては、「質の高いインフラ投 資に関するG20原則」に留意した公共調達 における透明性向上の重要性などにつき一致 したほか、直後に開催されたTICAD7への 期待が示された。環境については、海洋プラ スチックごみ対策に関する「大阪ブルー・ オーシャン・ビジョン」を首脳間で歓迎する とともに、「生物多様性憲章」を首脳レベル で承認した。

, 3 章

国益と世界全体の利益を増進する外交

「大阪トラック」とWTO改革の推進 ~デジタル経済に関する国際的なルール作りの推進~

G20大阪サミットの期間中、「大阪トラック」の文字が各紙 の見出しを飾りました。一つの机に安倍総理大臣、トランプ米 国大統領、習近平中国国家主席が映っているこの写真は、皆さ んも見覚えがあるのではないでしょうか。これは、大阪を舞台 に、デジタル経済に関する国際的なルール作りを進める道のり (Track)となる「大阪トラック」の立上げを安倍総理大臣が宣 言した瞬間です。

「デジタル時代の『成長のエンジン』である、データの流通 や電子商取引についてのルール作りを急がなければならない。」



G20大阪サミット「デジタル経済に関する 首脳特別イベント」で発言する安倍総理大臣 (6月28日、大阪 写真提供:内閣広報室)

この考えの下、安倍総理大臣は、1月のダボス会議で、世界的なデータ・ガバナンスについての議論を進めるための「大阪トラック」を提唱しました。その5か月後、6月のG20大阪サミットの機会に、安倍総理大臣は「デジタル経済に関する首脳特別イベント」を主催し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスとして、「大阪トラック」の立上げを宣言しました。

この立上げに加わった24か国・地域の首脳は、デジタル化や新興の技術がもたらす利益を最大 化すること、イノベーションを促進しデータとデジタル経済の十分な潜在力を活用していくこと、 そのためにデジタル経済についての国際的な政策討議を促進することが重要であることを共に確認 しました。

そして今、この「大阪トラック」の後押しを受け、WTOでは、デジタル経済のルール作りに向 けて、80か国以上の有志国による電子商取引に関する交渉が進んでいます。1995年に設立された WTOは、モノやサービスの貿易に関するルール作りとその実施を担う国際機関として世界経済の 中で大きな役割を果たしてきました。ところが、インターネットを介した貿易やデジタル経済がも たらす様々な課題に対応するには、従来のWTO協定のルールだけでは不十分であることが明らか になっています。WTOにおける電子商取引に関する交渉は、変化を続けるデジタル化社会の貿易 に安定と予見可能性を与えるとともに、近年新たなルール作りに成功してこなかったWTOに新風 を吹き込む、WTO改革の柱の一つでもあります。第12回WTO閣僚会議において実質的な進捗を 得ることを目標に、現在、WTOの本部があるジュネーブでの交渉が進んでおり、日本は共同議長 国としてこれを主導しています。ここでの進捗は、「大阪トラック」の道のりの中でも、重要な道 しるべとなることが期待されます。

一方、「大阪トラック」は、WTOでの交渉だけに留まるものではありません。デジタル経済に関 する幅広い議論を進めていく上で、各分野で専門的な知見を有する国際機関やデジタル経済の現場 を担う民間企業など、多様な利害関係者と連携しています。デジタル経済に関する国家戦略、また、 データ流通に関する各国の法制度は様々ですが、そのような各国の立場の相違を乗り越え、「信頼 性のある自由なデータ流通(データ・フリーフロー・ウィズ・トラスト:DFFT)」を実現するため のルール作りこそが、「大阪トラック」の重要な目的なのです。

日本は、全ての人々がデジタル化の果実を等しく享受できる世界の実現に向け、引き続きリー ダーシップを発揮していく考えです。

#### 📶 アジア太平洋経済協力(APEC)

APEC<sup>16</sup>は、アジア太平洋地域の21の国・地 域<sup>17</sup>が参加する経済協力の枠組みである。アジ ア太平洋地域は、世界人口の約4割、貿易量の 約5割、GDPの約6割を占める「世界の成長 センター」であり、APECはこの地域の貿易や 投資の自由化・円滑化に向け、地域経済統合の 推進、経済・技術協力などの活動を行っている。 国際的なルールに則り、貿易・投資の自由化・ 円滑化と連結性の強化によって繁栄するアジア 太平洋地域は、日本が志向する「自由で開かれ たインド太平洋」の核である。日本がAPECに 貢献することは、日本自身の経済成長や日本企 業の海外展開に非常に大きな意義がある。

2019年のチリAPECでは「人々をつなぎ、 未来を構築する」という全体テーマの下、①デ ジタル社会、②統合4.018、③女性、中小企業及 び包摂的成長、④持続可能な成長という四つの 優先課題に沿って年間を通じて様々な会合の場 において議論が行われた。2019年G20議長を 務めた日本は、デジタル経済や海洋プラスチッ クごみ、女性のエンパワーメントなどに関する G20の成果をAPECの場でも共有し、APEC議 長のチリと連携して相乗効果を図った。5月に 開催された貿易担当大臣会合などの場において、 日本は「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」 の核であるアジア太平洋地域全体の成長と発展 に向けて、自由貿易の旗手として、引き続き貢 献していくことを表明した。貿易担当大臣会合 では、APECのWTO支持の推進、地域経済統 合の推進、デジタル時代における包括的かつ持 続可能な成長の強化などについて議論が行われ、 4年ぶりに共同声明が採択されるという前向き な成果があった。なお、2019年の首脳会議は、 10月30日にピニェラ・チリ大統領から治安な ど国内情勢を理由に中止が発表され、開催され なかった。他方、首脳会議の直前に開催が予定

されていた最終高級実務者会合については同年 12月7日にAPEC事務局の所在地であるシン ガポールにおいて開催され、主な成果文書とし て、女性と包摂的成長、IUU<sup>19</sup>(違法・無報告・ 無規制)漁業、海洋ごみに関する3つのロード マップが承認された。同会合後、議長チリが [2019年APECホストエコノミー首脳(注:チ リ大統領)による声明」を発出した。

2020年はマレーシアがAPEC議長を務める こととなっている。

#### (4) 知的財産の保護

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひ いては経済の発展にとって極めて重要である。 日本は、APEC、WTO (TRIPS<sup>20</sup>)、世界知的 所有権機関(WIPO<sup>21</sup>)などでの多国間の議論 に積極的に参画し、日本の知的財産が海外で適 切に保護され、活用されるための環境整備を 行っている。また、二国間の対話においても、 積極的に知的財産保護の強化を諸外国に求めて いる。中国に対しては、2019年4月に開催さ れた第1回日中イノベーション協力対話及び日 中パートナーシップ協議において、強制技術移 転禁止の徹底、営業秘密の保護、模倣品・海賊 版の撲滅を申し入れた。EPAなどでも、知的 財産に関する規定を設け、知的財産の十分で効 果的な保護が達成されるよう努めており、 2018年12月30日に発効したTPP11協定や 2019年2月1日に発効した日EU・EPAは、 知的財産の保護と利用の一層の推進を図る内容 となった。また、海外で模倣品・海賊版被害な ど知的財産についての問題に直面する日本企業 を迅速かつ効果的に支援することを目的とし て、ほぼ全ての在外公館で知的財産担当官を指 名し、日本企業への助言や相手国政府への照 会、働きかけなどを行っている。さらに、知的 財産保護の強化や模倣品・海賊版対策について

21 WIPO : World Intellectual Property Organization

<sup>16</sup> APEC : Asia Pacific Economic Cooperation

**<sup>17</sup>** APEC用語では国・地域を「エコノミー」と呼んでいる。

<sup>18</sup> 第4次産業革命の技術を活用して連結性の強化及び地域経済統合の推進を念頭にグローバルバリューチェーン(GVCs)の促進などの取組 につき議論が行われた。

<sup>19</sup> IUU : Illegal, Unreported, and Unregulated

<sup>20</sup> TRIPS: Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)

の開発途上国の政府職員などの能力向上のため、国際協力機構(JICA)を通じて専門家派 遣などを行っている。

# 日本の経済的な強みの発信 (含む日本産食品の輸出促進)

# (1) 外務本省・在外公館が一体となった日本企 業の海外展開の推進

外国に拠点を構える日本企業の拠点数は近年 増加し、2018年10月現在7万7,651拠点を 数えた。これは、日本経済の発展を支える日本 企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外 展開にこれまで以上に積極的に取り組んできた ことがその背景にある。アジアを中心とする海 外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点 からも、政府による日本企業支援の重要性は高 まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本 省・在外公館が一体となり、日本企業の海外展 開推進に積極的に取り組んでいる。在外公館で は、大使や総領事が先頭に立ち、日本企業支援 担当官を始めとする館員一同が「開かれた、相 談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に 応じたきめ細やかな具体的支援を目指し、日本 企業への各種情報提供や外国政府への働きかけ を行っている。また、現地の法制度に関するセ ミナーやコンサルティングなどを通じた情報提 供を、2019年度にはアジア地域を中心に、 12か国16公館で実施した。

在外公館での活動では、ビジネスに係る問題 の相談だけではなく、天皇誕生日祝賀レセプ ション、各種イベント・展示会などで、日本企 業の製品・技術・サービスや農林水産物などの 「ジャパンブランド」を広報することも、日本 企業支援の重要な取組の一つである。日本企業 の商品展示会や地方自治体の物産展、試食会な どを広報・宣伝する場として、また、ビジネス 展開のためのセミナーや現地企業・関係機関と の交流会の会場として、大使館や大使公邸など を積極的に提供することにより、既に日本に親 しみを持つ国から、これまであまり日本と接す ることのなかったような国まで幅広く広報を 行ってきている。

官民連携・企業支援という観点からは、これ から海外展開をしようとする日本企業の支援だ けではなく、既に海外に展開している日系企業 の支援も重要である。2016年6月に英国で行 われたEU残留・離脱を問う国民投票を踏まえ、 英国は2020年1月31日にEUを離脱した。 英国・EU間の動き及び交渉結果は日本企業や 世界経済に大きな影響を与え得ることから、政 府は、2016年7月に立ち上げた内閣官房副長 官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府 タスクフォース」(2020年1月末までに15回 開催)を通じて、その影響が最小限となるよ う、政府全体で横断的に情報を集約・分析する など、必要な取組を行ってきた。今後、英国・ EU間で将来の関係について交渉が行われる予 定であり、政府としては、引き続き、関連動向 を注視していくとともに、日本企業に対する情 報提供を含め、必要な対応を行っていく。

### (2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラ輸出を促進するため、 2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、これまで44回(2019年12月現在)の会合が実施された。同会議では、毎年「インフラシステム輸出戦略」を改定し、そのフォローアップを行うとともに、中央アジア・コーカサスや第三国連携(第39回会合)、環境(第42回会合)などの特定の地域や個別の分野の議題についても議論してきている。

2013年5月に初版が作成された「インフラ システム輸出戦略」の2019年改訂版において は、日本企業の競争力強化に加え、質の高いイ ンフラによる国際貢献や事業投資の一層の拡大 の観点などを勘案し、①官民一体となった競争 力強化、②受注獲得に向けた戦略的取組、③質 の高いインフラの推進、④幅広いインフラ分野 への取組の四本柱の下、具体的施策を進めてい く方針が示された。 また、トップセールスの精力的な展開、円借 款や海外投融資の戦略的な活用のための制度改 善なども進めてきた。その結果、2018年12 月の第14回貿易経済に関する日露政府間委員 会の際、日本企業連合(双日・日本空港ビル ディング(JATCO)・海外交通都市開発事業 支援機構(JOIN))が旅客ターミナル整備・ 運営事業に参画すべく、ハバロフスク空港会社 との間で株主間契約を締結するなどの着実な成 果を上げてきた。

さらに、在外公館においては、インフラプロ ジェクトに関する情報の収集・集約などを行う 「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在 外公館に指名し(2019年12月末現在、73か 国96公館200人)、成果を上げてきている。

# (3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進(東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制)

日本政府は、「2019年に農林水産物・食品 の輸出額を1兆円にする」という目標(「未来 への投資を実現する経済対策」(2016年8月の 閣議決定))を掲げ、また、その先の更なる輸 出拡大に向け、政府一体となって取組を行って きている。外務省としても、関係省庁・機関、 日本企業、地方自治体などと連携しつつ、世界 各国の在外公館などのネットワークを活用し、 日本産農林水産物・食品の魅力を積極的に発信 している。特に、54か国・地域の58か所の在 外公館などには、日本企業支援担当官(食産業 担当)を指名し、農林水産物・食品の輸出促進 などに向けた取組を重点的に強化し、その他の 国・地域においても、大使や総領事を筆頭に各 国・地域の要人を招待するレセプションや文化 行事などの様々な機会を捉え、現地で築いた人 脈などを活用しながら精力的な取組を行ってい る(237ページ 特集参照)。

また輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東 日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事 故後に諸外国・地域が導入した、日本産農林水 産物・食品に対する輸入規制措置が挙げられ る。震災・原発事故から約9年が経過したが、 依然として21の国・地域(2019年12月現 在)において、日本の農林水産物・食品などに 対する輸入規制措置が維持されていることは重 大な問題であり、この撤廃及び風評被害対策は 政府の最重要課題の一つであるとの認識の下、 外務省としても、関係省庁と連携しながら、全 力で取組を行っている。韓国の水産物などに対 する輸入規制措置に関しては、WTOの枠組み も活用して取り組んだ結果、2018年2月に WTOパネル(第一審に相当)が、韓国の措置 は必要以上に貿易制限的であり、恣意的又は不 当な差別に当たり、WTO/SPS協定違反であ るとの報告書を公表した。しかし、2019年4 月、最終審に当たる上級委員会は、パネルの法 的分析が不十分(本来考慮すべき全ての事項を 十分に考慮していない)として、パネル判断を 取り消す内容の報告書を公表した。上級委員会 は韓国の措置のWTO協定整合性自体を明示的 に判断しなかった一方、日本産食品中の放射性 物質濃度が国際的基準を踏まえて慎重に認定さ れた数値基準を下回るとのパネルの事実認定は 争いなく確定した。本件が新たな風評被害を生 まぬよう、報告書の公表直後から関係国・地域 に対し、あらゆる機会に報告書の内容を丁寧に 説明しつつ、改めて科学的根拠に基づく早期撤 廃を強く要請した。

こうした規制撤廃に向けた取組の結果、 2019年にはバーレーン(3月)、コンゴ民主共 和国(6月)、ブルネイ(10月)が輸入規制を 撤廃するなど、これまで計33か国・地域(カ ナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、 ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビ ア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラ ク、オーストラリア、タイ、ボリビア、インド、 クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、 カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジア ラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレド ニア (フランス領)、ブラジル、オマーン及び 上記3か国)が規制を撤廃した。また、2019 年には、シンガポール、米国、フィリピン、ア ラブ首長国連邦、マカオ、EUが規制を緩和し、 シンガポールについては2020年1月から条件 付きでの輸入停止の解除が決定されるなど、国

# 日本酒は外交活動の武器~日本酒講座~

I.F.

毎年ロンドンで行われる世界最大規模のワイン品評会「イン ターナショナル・ワイン・チャレンジ」にSAKE部門が出来た のは2007年。現在、世界中で日本酒の人気はますます高まっ ています。「和食」がユネスコの世界無形文化遺産に登録され た2013年頃から日本酒の輸出は量・額共に大きな伸びを見せ 始め、2018年には25,746キロリットル(一升瓶で約1,400 万本)を輸出し、輸出額は初めて200億円を突破しました。日 本からの輸出が増える一方で、諸外国の中には輸入するだけで はなく、自国でSAKEを生産する蔵元を持つ国も増えてきています。



在インドネシア大使館主催のレセプションで日 本酒を提供する様子

在外公館では、外国要人などとの会食で日本酒を提供したり、天皇誕生日祝賀レセプションなどの大規模行事の際に日本酒で乾杯したりするなど、日本酒の活用に努めています。一般的に日本酒 は様々な料理との相性が良いと言われ、提供した日本酒は多くの外国の方々から好評を得ています。

在外公館で日本酒を提供する際には、日本酒の正しい知識に基づいて説明することが重要です。 日本酒の人気が海外で高まっているからこそ、日本の外交官一人ひとりが日本酒について深く理解 していることが必要となっています。こうした認識の下、外務省では外部の専門家や蔵元の方を講 師として招き、大使や総領事から一般職員まで在外に赴任する職員を広く対象として、2011年か ら日本酒講座を実施しています。外交活動の一環として人脈形成や対日理解の促進のために行う要 人を招いた会食やレセプションなどの機会を通じ、日本酒を外交活動の武器としてより効果的に活



日本酒講座の様子(写真提供:平出淑恵講師)

用し、同時に海外において日本酒の評判を更に高めていくこと が日本酒講座の狙いです。講座では、日本酒をふるまう目的意 識、銘柄の選び方、それぞれの国の人に合わせた勧め方、上手 な飲み方といった実際に提供する際の留意事項や、科学的に見 た日本酒と他の酒類の違いなど、食文化の異なる外国人に明確 に説明ができるように解説しています。また、料理に合わせた 日本酒の選び方についても説明がなされます。在外公館で働く 外交官一人ひとりが、日本酒のプロモーションを効果的に行う ことができるように今後とも専門家や蔵元の方などと連携しな がら、講座内容を充実させていきます。 際的な理解が急速に広まり、規制の対象地域・ 品目が縮小されてきた(2019年12月末時点)。

引き続き、関係省庁、地方自治体などとより 緊密に連携しながら、規制措置を維持する国・ 地域に対し、科学的根拠に基づく早期撤廃及び 風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、 全力での働きかけ及び情報発信を行っていく (コラム参照)。

### 韓国による日本産水産物などに対する輸入規制(WTO紛争解決手続の結果)

# 第1審 (パネル)

- ・2018年2月、パネル報告書公表
- ・パネルは、日本及び韓国の主張、並びにパネルが選定した専門家5名(IAEA(国際原子力機関)やUNSCEAR(アンスケア: 原子放射線の影響に関する国連科学委員会)など国際機関の委員を含む)の意見を検討
- ・日本の食品安全管理にかかる取組により、日本産食品中のセシウム濃度が、国際的な基準(年間1ミリ・シーベルト)を 踏まえて慎重に設定された数値基準値(100ベクレル/kg) を下回ることを日本が立証したと認定

・韓国の輸入規制措置は、「必要以上に貿易制限的」であり、「恣 意的又は不当な差別」に当たり、WTO・SPS協定(衛生植 物検疫措置の適用に関する協定)違反であると認定

## 第2審(上級委員会)

- ・2019年4月11日、上級委員会報告書公表
- ・上級委員会は、パネルの判断は法的分析が不十分である(韓国の輸入規制措置における考慮すべき 全ての事項を十分に考慮していない)と認め、韓国の輸入規制措置はWTO協定違反とするパネル の判断を取り消した。
- 4月26日、一部修正されたパネル報告書及び上級委員会報告書がWTOで採択 ➡ 結果が確定



風評払拭に向け"共働"の力を

福島県知事 内堀雅雄

#### 東日本大震災後の輸入規制措置撤廃への取組

福島県は美しい自然と奥深い歴史・伝統を有し、豊かな風土に育まれた多彩な農林水産物に恵まれております。しかし、2011年3月の東日本大震災とその後の原子力発電所事故により、福島県 民を取り巻く環境は大きく変わりました。

震災直後、54の国と地域が本県産農林水産物の輸入を制限し、一時期は、輸出量が震災前に比べ て約9割減少しましたが、政府の皆様の御尽力をいただきながら、食品の放射性物質モニタリング 検査の実施と国内外における正確な情報の発信に継続して取り組んできた結果、輸入を制限してい る国や地域が20まで減少し、2018年度の輸出実績は過去最高を記録しました。

#### 風評払拭の取組

震災直後の福島のイメージから、本県を訪れる外国人観光客数は、震災前の約3割まで落ち込み ました。県では、SNSなどによる情報発信を積極的に行うとともに、外国人クリエーターが制作し たPR動画や農産物をモチーフにしたアニメーションの配信などに取り組んできました。その結果、 2018年の外国人延べ宿泊者数は過去最高を記録したところです。今後も、福島ならではの「絶景」 や「食」、「サムライスピリット」の魅力をいかして、外国人目線に基づく戦略的な情報発信を進化 させていきます。

私は、風評の払拭には、熱意を持って、丁寧に情報を発信していくことこそが、最善の方法であ ると考えています。正確な情報を発信する「守り」の対策と、魅力を国内外に伝える「攻め」の対 策を、今後も創意工夫を重ねながら積極的に進めていきます。

#### 政府への期待

2019年、ヨーロッパを訪問し、各国でセミナーやレセプション、マルシェを開催しました。特に、アン・ブシェ欧州委員会保健・食品安全総局長との会談では、福島県の食の安全に関する取組について御理解をいただくなど、極めて重要な機会となりました。

政府の皆様には、輸入規制を実施している国・地域に対し、科学的根拠に基づいた正確な情報を 発信しながら、早期の規制措置撤廃に向けた一層の働き掛けを行っていただくなど、引き続き、県 産農林水産物の更なる輸出拡大と国内外の風評払拭に御尽力くださるよう期待しています。

#### 県の展望

2020年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。3月には本県から聖火 リレーがグランドスタートし、7月には福島市においてソフトボールと野球競技が実施されます。 復興五輪でもある本大会は、これまで世界中の方々からいただいた御支援に対する感謝の思いと本 県の復興が着実に進んでいる姿を国内外に発信する絶好の機会ですので、福島の今を正しく理解し ていただき、福島を訪問していただくための取組を、国や関係機関を始め、本県に思いを寄せてく ださる方々と「共働」しながら進めていきます。



ベトナムでのトップセールスの様子 (2017年8月25日、ホーチミン)



欧州委員会保健・食品安全総局 アン・ブシェ 総局長表敬(2019年10月11日、ベルギー・ ブリュッセル)

(注:本コラムは、2020年1月に執筆いただいたものです。)



フランスでのトップセールスの様子 (2018年3月24日、パリ)



「ふくしまの未来」セミナー(2019年10月 11日、ベルギー・ブリュッセル)

# 4 資源外交と対日直接投資の促進

# (1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な 供給の確保

エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向
 (ア)世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、①需要(消 費)構造、②供給(生産)構造、③資源選択に おける三つの構造的な変化が生じている。①需 要については、世界の一次エネルギー需要が、 中国、インドを中心とする非OECD諸国へシ フトしている。②供給については、「シェール 革命| により、石油・天然ガスともに世界最大 の生産国となった米国が、2015年12月に原 油輸出を解禁し、また、トランプ政権の下で米 国産の液化天然ガス(LNG)の更なる輸出促 進を表明するなど、エネルギー輸出に関する政 策を推進している。③資源選択については、エ ネルギーの生産及び利用が温室効果ガス (GHG)の排出の約3分の2を占めるという事 実を踏まえ、再生可能エネルギーなどのよりク リーンなエネルギー源への転換に向けた動きが 加速している。また、気候変動に関するパリ協 定が2015年12月に採択されて以降、企業な どによる低炭素化に向けた取組が一層進展して いる。

原油価格について見ると、サウジアラビアの 天然ガス処理施設への攻撃(8月)や石油処理 施設への攻撃(9月)で地政学リスクが高まっ たことによる油価高騰と米国を始めとする石油 輸出国機構(OPEC<sup>22</sup>)非加盟国による原油増産 と米中貿易摩擦の激化による需要増の鈍化によ る油価下落が繰り返されている。こうした油価 の変動が将来のエネルギー安全保障に与える影 響を引き続き注視していくことが重要である。

# (イ)日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電における化石 燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止 に伴い、震災前の約60%から2012年には約 90%に達した。特にLNGの割合が増加してお り、発電量は全体の約4割に達している。同時 に、石油、天然ガス、石炭などのほぼ全量を海 外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給 率(原子力を含む。)は、震災前の20%から 2014年には6.4%に大幅に下落し、2016年 度には8.2%まで持ち直したものの、依然とし て低い水準にある。また、日本の原油輸入の 90%近くが中東諸国からであり、天然ガスも 20%近くが中東産となっている(いずれも 2019年)。このような中、エネルギーの安定 的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますま す重要となっている。

こうした状況を背景に、2018年7月には、 「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定され た。この新たな「エネルギー基本計画」では、 3E+S(「安定供給」、「経済効率性」、「環境適 合」、及び「安全性」)の原則の下、安定的で負 担が少なく、環境に適合したエネルギー需給構 造を実現すべく、再生可能エネルギーの主力電 源化に向けた取組やエネルギーシステム改革の 推進も盛り込まれており、2030年度の温室効 果ガス26%削減(2013年比)に向けてエネ ルギーミックスの確実な実現を目指すとしてい る。

# イエネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な 供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供 給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮ら しの基盤をなすものである。外務省として、こ れまで以下のような外交的取組を実施・強化し てきている。

# (ア) 在外公館などにおける資源関連の情報収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重 点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目 的とし、合計53か国60公館に「エネルギー・ 鉱物資源専門官」を配置している(2019年末

<sup>22</sup> OPEC : Organization of Petroleum Exporting Countries

現在)。また、日本のエネルギー・鉱物資源の 安定供給確保に関係する在外公館の職員を招集 して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公 館戦略会議」を毎年開催している。直近では 2019年2月に東京で開催し、関係省庁や民間 部門などからも参加を得て、エネルギー・鉱物 資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた日本 の戦略の方向性について、活発な議論を行っ た。また、2017年から特定地域を対象とした 地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議を開 催している。2019年には中東地域を対象とし てエジプトで開催し、外務本省と在外公館、政 府関連機関との連携強化の重要性、日本のエネ ルギー・資源外交及び再生可能エネルギー外交 を効果的に推進していくための方策について議 論を行った。

# (イ)輸送経路の安全確保

日本が原油の約9割を輸入している中東から の海上輸送路や、ソマリア沖・アデン湾などの 国際的に重要な海上輸送路において、海賊の脅 威が存在している。これを受けて、日本は、沿 岸各国に対し、海賊の取締り能力の向上、関係 国間での情報共有などの協力、航行施設の整備 支援を行っている。また、ソマリア沖・アデン 湾に海賊対処のために自衛隊及び海上保安官を 派遣して世界の商船の護衛活動を実施してい る。

## (ウ)国際的なフォーラムやルールの活用

エネルギーの安定供給に向けた国際的な連 携・協力のため、日本は、国際的なフォーラム やルールを積極的に活用し、世界のエネルギー 市場・資源産出国の動向や中長期的な需給見通 しなどの迅速かつ正確な把握に加え、石油の供 給途絶などの緊急時における対応能力の強化に 努めている。

6月、日本はG20議長国として、軽井沢で、 「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換 と地球環境に関する関係閣僚会合」を開催し、

世耕弘成経済産業大臣、原田義昭環境大臣が共 同議長を務めた。外務省からは辻清人外務大臣 政務官が出席した。同会合で成果文書として採 択された、閣僚声明及び「G20軽井沢イノベー ションアクションプラン」において、「環境と 成長の好循環|のコンセプトの重要性を共有す るとともに、エネルギー分野では、「3E + S」 (エネルギー安全保障、経済効率性、環境+安 全性)を実現するエネルギー転換の推進力とし て、水素やCCUS<sup>23</sup>(二酸化炭素回収・利用・ 貯留)、カーボンリサイクルなどのエネルギー イノベーションの重要性などが確認された。6 月のG20大阪サミットで採択された「大阪首 脳宣言」では、エネルギー安全保障の確保の重 要性やエネルギー転換に向けた革新的、クリー ンで効率的な技術の更なる発展の重要性などに ついて確認された。12月、パリで第27回国際 エネルギー機関(IEA)閣僚理事会が開催され、 日本から、若宮健嗣外務副大臣及び松本洋平経 済産業副大臣が出席した。同閣僚理事会に向け て、OECD日本政府代表部大使が議長を務め る理事会で、アジアの新興国を始めとする非メ ンバー国との関係強化の在り方について議論が 行われてきた。その結果、インドとの「戦略的 パートナーシップ|の立ち上げに向けた協議開 始が理事会議長国としての日本の主導で合意さ れた。また、10年ぶりに閣僚コミュニケが採 択され、日本も採択に向けた貢献を行った。

日本は、東アジア首脳会議(EAS) エネルギー 大臣会合において、水素社会実現と運輸部門の 脱炭素化、カーボンリサイクルに係る取組、分 散型エネルギーイニシアティブに係る取組を紹 介し、"Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN (CEFIA)"を立ち上げ、地域における クリーンコール技術開発や天然ガス活用の重要 性を共有した。また、日本で開催するエネルギー に関する三つの国際会議(水素閣僚会議、カー ボンリサイクル産学官国際会議、LNG産消会議) に関しても、各国から歓迎された。

- ジ エネルギー・資源外交に関する2019年の主
  な取組
- (ア) エネルギー・資源外交政策の検討と打ち出し

1月、辻外務大臣政務官は、国際再生可能工 ネルギー機関 (IRENA<sup>24</sup>) 第9回総会 (アラブ 首長国連邦・アブダビ)に、河野外務大臣の代 理として出席し、スピーチを行った。気候変動 問題に対する国際社会の取組の機運が一層高ま り、また再生可能エネルギーの発電コストが近 年劇的に低下したことにより、世界全体として 再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求めら れている中、日本としても再生可能エネルギー の「主力電源化」という方針の実現に向け取り 組んでいること、また、再生可能エネルギー普 及拡大に向けた日本の経験をいかし、他の IRENA加盟国も直面する課題に対する先進的 な解決策を有する国として、日本は世界の中で 役割を果たしていく意図を表明し、日本の先進 的な技術とイノベーションと、それらを後押し するための政策の例を紹介した。その上で、 「環境と成長の好循環」の実現と世界のエネル ギーアクセス改善に向け、日本が議長国の G20やTICAD7などの機会も活用し、再生可 能エネルギーに関する世界の取組の促進に貢献 していきたいと述べた。



IRENA第9回総会でスピーチする辻外務大臣政務官 (1月、アラブ首長国連邦・アブダビ)

# (イ) エネルギー・鉱物資源に関する在外公館 戦略会議の開催

2月25日から26日までの2日間、日本のエ ネルギー・鉱物資源の安定供給確保に関係する 7か国・地域に所在する在外公館で当該業務に 従事するエネルギー・鉱物資源専門官・担当官 7人を集め、外務本省において、「エネルギー・ 鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催し た。本会議は、2009年から毎年東京で開催さ れており、2019年の戦略会議には、経済局長 を始めとする外務本省関係者に加え、上記7人 の在外公館職員、他省庁関係者が参加したほ か、各種機構や民間企業関係者も交え、日本の 資源の安定供給確保とエネルギー・資源外交を 積極的に推進していく上での課題や対策などに ついて議論を深めた。

この戦略会議における議論を通じ、昨今のエ ネルギー情勢の下では各国のエネルギー政策が 直接的、間接的に周辺国・地域のみならず世界 全体のエネルギー情勢に影響を与えていること、 また、国際エネルギー情勢を取り巻く環境は多 様化し、不確実性が高まっている中、長期的な 見通しを念頭に置きながら、短期的な変化に迅 速に対応できる体制とするため、各在外公館に おいては任国及びその地域のエネルギー政策や 需給状況などに関する現状を正確に把握するこ とが必要であることなどの認識が共有された。

# (ウ) 在京外交団を対象とした川崎市及び横浜市 における水素エネルギー関連施設の視察

3月19日、資源エネルギー庁、環境省及び川 崎市の協力により、在京外交団を対象とした川 崎市及び横浜市における水素エネルギー関連施 設の視察(水素スタディーツアー)を実施した。

今回のスタディーツアーは、世界に先駆けて 水素社会を実現するための「水素基本戦略」 (2017年12月策定)に基づく日本の取組を在 京外交団に紹介し、日本の水素技術及び関連施 策を世界に発信することを目的として実施され たもので、合計12か国(13人)の大使館から

<sup>24</sup> IRENA : International Renewable Energy Agency

参加があった。

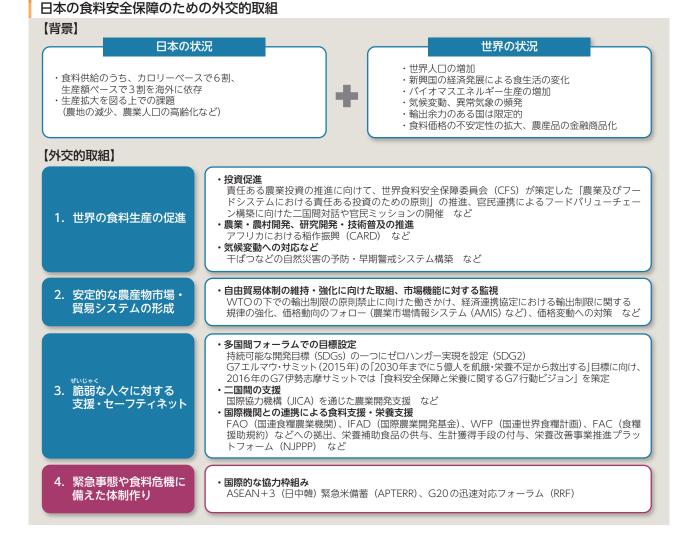
川崎市・横浜市の臨海地域には、水素・燃料 電池技術に関連した施設が多数集積しており、 今回のスタディーツアーでは、三菱化工機(株) の水素ステーション、千代田化工建設(株)の [SPERA水素]デモプラント及び東芝エネル ギーシステムズ(株)の自立型水素エネルギー 供給システムを視察した。

また、水素エネルギーを利用している川崎キ ングスカイフロント東急REIホテルにおいて、 水素の利活用拡大のための政策や技術に関する セミナーが開催された。

参加した外交団からは、最先端の水素エネル ギー関連技術に高い関心が示され、視察先では 活発な質疑応答が行われた。また、今回のスタ ディーツアーを通じて日本の水素エネルギー政 策や民間企業の水素エネルギープロジェクトに ついて包括的に学ぶことができたとの感想が参 加者から寄せられた。

# (2) 食料安全保障の確保

国連人口部の報告によれば、2019年の世界 の人口は約77億人と推定されており、今後、 サブサハラ・アフリカ及び南アジアを中心に増 加し、2050年までに約97億人に達すると見 込まれている。さらに、今後開発途上国におい て食生活が変化して畜産物の消費量が増加する と、畜産向け飼料としてその数倍の穀物需要が 発生し、2013年の国連食糧農業機関(FAO) のレポートによると、2050年までに食料生産 を2005年から2007年の水準から約60%増 大させる必要があるとされている。一方、日本 国内に目を向けると、日本の食料自給率(カロ リーベース(農林水産省発表))は長期的に低 下傾向で推移してきたが、近年は横ばいで推移 しており、2018年度実績は37%となってい



る。日本は食料の多くを輸入に依存している状 況が続いており、国民への安定的な食料の供給 のためには、国内の食料生産の増大を図ること と、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることが 必要である。世界的には中長期的に需給のひっ 迫が懸念される中、今後とも安定的な輸入を確 保するためには、世界全体の食料増産を積極的 に推し進める必要がある。また、万が一、主要 生産国で同時に干ばつなどが発生し世界の食料 供給が不足した場合に備え、国際社会の一員と して貢献する必要がある。さらに、一時的な食 料増産ではなく、環境負荷を低減しつつ食料増 産を図る持続可能性の確保が求められる。加え て、食料は品質の経年劣化や病虫害などの被害 を受けやすいという面があり、安定的な農産物 市場や貿易システムを形成し、物流を改善する 必要がある。これらの取組などを通して、日本 の食料安全保障の確立を図っていかなければな らない。

# 2 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

G20の枠組みでは、5月にG20新潟農業大 臣会合が開催され、「農業・食品分野の持続可 能性に向けて-新たな課題とグッドプラクティ ス」をテーマとして、人づくりと新技術、フー ド・バリューチェーン(FVC)、SDGsについ て議論が行われた。また、越境性動植物疾病へ の対応についても議論が行われ、特にASF<sup>25</sup> (アフリカ豚熱)については、国際社会が一致 団結して対処することの重要性について認識を 共有した。

地域的な協力も進展しており、APECでは、 参加国・地域の当局のみならず民間セクターと も連携した形でAPEC食料安全保障に関する政 策パートナーシップ(PPFS<sup>26</sup>)を通じて、関連 の協力が進められている。2019年のチリ議長 下では、持続可能なフードシステムの強化、イ

25 ASF : African Swine Fever

ノベーションと新技術の適応、協働の促進と FVC・貿易の強化、機会をもたらす地域開発 の強化をテーマとし議論が行われた。

#### <mark>イ</mark> 国連食糧農業機関(FAO)との連携

日本は、国際社会の責任ある一員として、食料・農業分野における国連の筆頭専門機関であるFAO<sup>27</sup>の活動を支えている。特に、日本は第2位の分担金負担国であり、主要ドナー国の一つとして、開発途上国に対する食料・農業分野での開発援助の実施や、植物検疫措置や食品安全の規格などの国際的なルール作りなどを通じた世界の食料安全保障の強化に大きく貢献している。また、日・FAO関係の強化にも取り組んでおり、年次戦略協議を実施しているほか、FAOの国内での認知度の向上と日本人職員の増強を図るための一般向けのセミナーを実施した。

## (3) 漁業(捕鯨・マグロなど)

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国 であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持 続可能な利用に向け、国際機関を通じて積極的 な貢献をしている。

捕鯨に関し、日本は、鯨類は科学的根拠に基 づき持続可能な形で利用すべき海洋生物資源の 一つであるとの立場を一貫して主張してきた。 この基本方針の下、2019年6月30日、日本 は国際捕鯨委員会(IWC<sup>28</sup>)から脱退し、同年 7月、捕鯨を再開した。捕鯨は、日本の領海及 び排他的経済水域(EEZ<sup>29</sup>)において実施され、 IWCで採択された方式に沿って算出された、 100年間捕獲を続けても資源に悪影響を与え ない捕獲可能量の範囲内で行われている。

日本は、鯨類資源の持続可能な利用及び適切 な管理に必要な科学的情報を集める目的で、長 年にわたり鯨類科学調査を実施してきた。今後 も、国際機関と連携しながら、国際的な海洋生

<sup>26</sup> PPFS : Policy Partnership on Food Security

<sup>27</sup> FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations

<sup>28</sup> IWC : International Whaling Commission

<sup>29</sup> EEZ : Exclusive Economic Zone

, 3 章

国益と世界全体の利益を増進する外交

物資源管理に協力するという方針の下、南極海 鯨類資源調査(JASS-A<sup>30</sup>)やIWCとの共同目 視調査(IWC-POWER<sup>31</sup>)などを実施し、IWC などの国際機関に情報を提供していく(246 ページ コラム参照)。

違法・無報告・無規制(IUU)漁業への早急 な対策が国際社会として強く求められている 中、日本はIUU漁業対策への取組を強化して いる。例えば、日本が議長を務めた2019年 G20大阪サミットの首脳宣言において、日本 のイニシアティブにより、「海洋資源の持続的 な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境 を保全するために、IUU漁業に対処する重要 性を認識」することに言及された。また、日本 は、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否など の措置をとることについて規定する「違法漁業 防止寄港国措置協定」への加入を、未締結国に 対して呼びかけている。

中央北極海では、直ちに商業的な漁業が行われる状況ではないが、地球温暖化による一部解 氷を背景に、将来的に漁業が開始される際に、 無規制な操業が行われることが懸念されたこと から、2018年10月、北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関により、「中央 北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」が署名された。日本は、 2019年7月23日に受諾書を寄託し、同協定 を締結した。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐ ろ類に関する全ての地域漁業管理機関 (RFMO<sup>32</sup>)に加盟し、保存管理措置の策定に向 けた議論を主導している。太平洋クロマグロに ついては、2019年の中西部太平洋まぐろ類委 員会(WCPFC<sup>33</sup>)北小委員会において、親魚 資源量の回復などの科学的知見を踏まえ、日本 から、資源の回復目標についての一定以上の達 成率を維持する範囲で漁獲枠の増枠を提案し た。一部の慎重な意見により、増枠は決定され なかったものの、漁獲上限の未利用分に係る翌 年への繰越率を現状の5%から17%へ増加さ せること、また、台湾からの通報により大型魚 の漁獲上限を台湾から日本へ300トン移譲す ることを可能とする保存管理措置の改正が、北 小委員会及び年次会合で採択された。一方、大 西洋クロマグロについては、資源量の回復状況 を踏まえ、2017年の大西洋まぐろ類保存国際 委員会(ICCAT<sup>34</sup>)の年次会合において、 2020年までの総漁獲可能量(TAC<sup>35</sup>)が議論 され、TACの増加が決定された。また、2019 年の同年次会合においては、対象魚種の拡大な どに関する条約改正条文が採択されるととも に、メバチなどの熱帯マグロのTACを逓減さ せることが決定された。

サンマについては、2019年の北太平洋漁業 委員会(NPFC<sup>36</sup>)第5回委員会会合において、 日本主導で、2020年漁期におけるNPFC条約 水域(公海)でのTACを33万トンとする漁獲 量規制が初めて決定された。また、各国は 2020年の公海での漁獲量が2018年の実績を 超過しないことが決定されたほか、2020年会 合においては、TACの国別配分を検討するこ とが決定され、資源管理の一層の深化が期待さ れる。

ニホンウナギについては、日本主導の非公式 協議において、2019年4月、資源管理措置に 対する科学的な助言を行うことを目的とした科 学者会合を定期的に開催することや、国際取引 におけるトレーサビリティー(追跡可能性)の 改善に向け協力することが、日本、韓国、台湾 の間で確認された。

35 TAC : Total Allowable Catch

**<sup>30</sup>** JASS-A : Japanese Abundance and Stock-structure Surveys in the Antarctic

<sup>31</sup> IWC-POWER : IWC - Pacific Ocean Whale and Ecosystem Research Programme

<sup>32</sup> RFMO : Regional fisheries management organisation

<sup>33</sup> WCPFC : Western and Central Pacific Fisheries Commission

<sup>34</sup> ICCAT : International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

<sup>36</sup> NPFC : North Pacific Fisheries Commission

column .

コラム

# 日本の捕鯨政策 ~国際社会への情報発信の取組~

2018年12月26日、日本は国際捕鯨委員会(IWC)からの脱退を発表しました。その後、国際 捕鯨取締条約の規定に従い、2019年6月30日に脱退の効力が発生し、7月1日から、31年ぶりに 捕鯨業が再開されています。

この決定について、2018年度の外交に関する国内世論調査においては、67.7%の回答者が評価 すると回答しています。一方、日本のIWC脱退の情報が世界を駆けめぐった際、海外では、批判的 な論調の報道もみられました。日本政府は、日本の捕鯨政策について国際社会の理解を深めるため、 以下のポイントを中心に、主要メディア(ニューヨーク・タイムズ紙、ワシントン・ポスト紙など) への投稿、在外公館を通じた働きかけ、外務省幹部の海外出張の際の講演などあらゆる機会を活用 して、捕鯨についての正確な情報の発信に取り組んできました。

#### 1. 「日本の捕鯨は、鯨類を絶滅に追いやるもの」ではない

日本は、鯨類の持続可能な利用の実現のため、鯨類資源の保存を重視しています。具体的には、 日本はIWCで採択された算出方法に沿って、毎年の捕獲可能量を設定しています。実は、この算出 方式は、100年間捕獲を続けても、資源に悪影響を及ぼさないとされているものです。

また、日本は、IWCが十分な資源量があると認めた鯨種のみの捕獲を許可しています。

#### 2.「捕鯨をめぐる『日本対世界』の構図」は事実に反する

日本の基本的立場は、水産資源の持続可能な利用です。IWCでは、加盟国89か国(日本の脱退前の2019年5月時点)のうち、この立場を共有する日本を含む41か国が協力し、持続可能な捕鯨の実現に向け一貫して取り組んできました。

また、日本の捕鯨は、何世紀にもわたり受け継がれてきた日本の文化の一部です。これは、IWC に留まりながらも捕鯨を続けているノルウェー、アイスランドや、先住民の文化として捕鯨が認め られている米国やロシアと同様です。

#### 3. 「IWCを脱退した日本は、国際社会と協力していない」は事実に反する

日本はIWC脱退後も、国際機関と連携し、国際的な海洋生物資源の管理に協力していきます。 2019年5月のIWC科学委員会でも、日本は、今後もIWCと共同の科学調査を継続するなど、国 際機関と連携しながら科学的知見に基づく鯨類資源の管理に貢献していくとの方針を表明しており、 日本のこの姿勢は各国から歓迎されています。

捕鯨をめぐっては、「反捕鯨」対「捕鯨支持」という、固定化された構図に基づき何十年にもわ たって議論が繰り広げられていますが、日本が、正確な情報の発信を続ける中で、捕鯨をめぐる冷 静な議論も見られるようになってきています。日本は、水産資源の持続可能な利用という基本方針 の下、最新の科学的知見及び事実関係を踏まえ、相互尊重及び寛容の精神に基づいて議論できる環 境を醸成するため、分かりやすい言葉で、時機を逸することなく、反論や正確な情報発信に粘り強 く取り組んでいます。今後とも日本政府は、日本の捕鯨政策について国内外の支持を得られるよう に努めます。具体的な取組については、外務省ホームページを是非御覧ください。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/fsh/page25\_001544.html)



### (4) 対日直接投資

「成長戦略フォローアップ」(2019年6月閣 議決定)では、「2020年までに外国企業の対 内直接投資残高を35兆円に倍増する(2012 年比)」との目標が掲げられた(2018年末時 点で30兆7,110億円)。2014年から開催され ている「対日直接投資推進会議」が司令塔とし て投資案件の発掘・誘致活動を推進するととも に、外国企業経営者の意見を吸い上げ、外国企 業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に 資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援 措置など追加的な施策の継続的な実現を図って いくこととしている。2015年3月の第2回対 日直接投資推進会議で決定した「外国企業の日 本への誘致に向けた5つの約束」に基づき、

2016年4月以降、外国企業は「企業担当制<sup>37</sup>」 を活用し、担当副大臣及び外務副大臣との面会 を行っている。また、2018年5月に開催され た第6回対日直接投資推進会議では、政府一丸 となって地域への対日直接投資を支援する「地 域への対日直接投資サポートプログラム」を決 定し、2019年4月に開催された第7回対日直 接投資推進会議では、その取組を一層強化する 「地域への対日直接投資集中強化・促進プログ ラム」を決定した。

外務省としては、対日直接投資推進会議で決 定された各種施策を実施するとともに、外交資 源を活用し、在外公館を通じた取組や政府要人 によるトップセールスも行い、対日直接投資促 進に向けた各種取組を戦略的に実施している。 2016年4月に126の在外公館に設置した「対 日直接投資推進担当窓口」では、日本貿易振興 機構(JETRO)とも連携しつつ、日本の規制・ 制度の改善要望調査、在外公館が有する人脈を 活用した対日投資の呼びかけ、対日直接投資イ ベントの開催などを行い、2018年度の各公館 の活動実績は700件を超えた。また日本政府 要人の外国訪問を捉えたトップセールスとして、 2019年1月には安倍総理大臣が、英国首相官 邸で開催されたビジネス・レセプションにおい て、幅広い英国企業の代表に対して対日投資を 呼びかけた。日本国内では、2019年3月に外 務省主催(関係省庁・JETROなど協力)で自 由で公正な経済圏を世界へ広げる重要性、日本 と東南アジア・米国・欧州における双方向の投 資拡大と地方への投資誘致をテーマとして「グ ローバル・ビジネス・セミナー」を開催した。

# (5) 2025年国際博覧会の大阪・関西誘致

2018年11月23日、2025年国際博覧会が 大阪・関西で開催されることが決定され、 2019年は万博開催に向けた体制整備が進めら れた。1月30日、「一般社団法人2025年日本 国際博覧会協会(10月21日以降は公益社団法 人)」が設立され、政府は「平成37年に開催さ れる国際博覧会の準備及び運営のために必要な 特別措置に関する法律」を制定し(4月19日 成立、5月23日施行)、この法律に基づき、5 月31日、2025年国際博覧会の準備及び運営 に係る業務を実施する法人として、同協会を指 定した。12月には、開催期間を2025年4月 13日から10月13日とすることも決定された。

6月21日に閣議決定された「成長戦略フォ ローアップ」でも示されているとおり、博覧会 国際事務局(BIE)総会において日本の開催計 画(登録申請書)承認が得られ次第、できるだ け多くの国の参加を得るべく、参加招請活動を 行う。

大阪・関西万博が掲げるテーマは「いのち輝 く未来社会のデザイン」であり、2030年を目 標年とする「持続可能な開発目標(SDGs)」 の達成に向けた取組を加速させることを目指 す。同時に、万博は日本の魅力を世界に発信す る絶好の機会ともなる。世界中の人に夢や驚き を与え、日本全体を元気にするような万博にす るため、引き続きオールジャパンの体制で取り 組んでいく。

<sup>37</sup> 日本に重要な投資を実施した外国企業が日本政府と相談しやすい体制を整えるため、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣などを相談 相手につける制度